

特集

ストップ・ザ・交通事故

非常事態！市内で死亡事故多発！

「もう少し注意していれば...」
どんなに後悔しても、起こってしまった事故の結果は元に戻ることはありません。

市内では、今年に入って交通事故が多発しており、事故発生件数、傷者数、そして死者数とも昨年同期を大幅に上回っています。

このような状況の中で、市内では、悲惨な交通事故をなくそうと、松山南警察署や交通安全指導員、交通安全母の会、交通安全協会など多くの人たちが人の輪作戦を実施し、交通安全を呼びかけました。
今回の特集では交通事故の現状から、悲惨な交通事故に遭わないようにするために、一人ひとりが実践できる交通安全対策について考えます。



交通死亡事故が倍増に

一瞬にして尊い人命を奪ってしまう交通事故...

市内では、今年6月に入ってから3件の交通死亡事故がたて続けに発生しました。また、松山南署管内での交通事故状況で見ると7月18日現在で、発生数889件で前年比18件減、傷者数1101人で前年比3人増、そして死者数は倍増の10人となっています。

通勤や通学など、目的地へ移動するために、徒歩、自転車、自動車など移動手段は異なっても子どもからお年寄りまで道路を利用します。そして、道路を使うだれもが、加害者になる可能性も被害者になる可能性も持っているのです。

交通事故の発生状況

【松山南署管内】
平成17年7月18日現在

	累計	前年比
発生件数	889件	- 17件
死者数	10人	+ 5人
傷者数	1101人	+ 3人

大人が正しい行動を

車を見かけても止まらない。車が止まると考える。自分が事故に遭うとは思っていない。子どもたちには飛び出しをさせるこんな意識は、大人の中にも多く見られるものです。

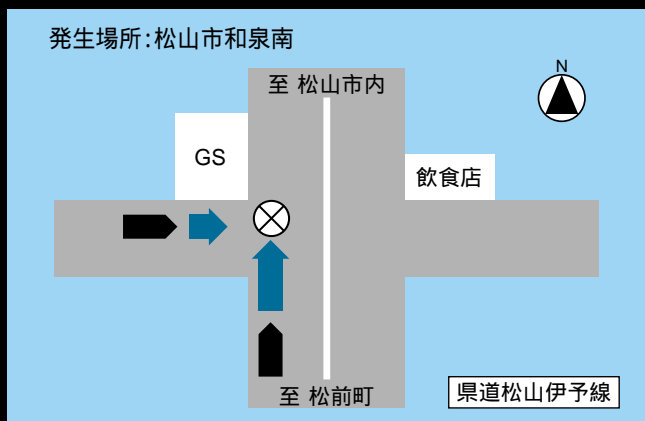
私たち大人の交通安全に対する

検証 1

今年1月 松山市和泉南
事故発生時間
午前2時15分頃発生

軽四貨物車と普通乗用車の
出会い頭の交通死亡事故発生

18歳女性が運転する軽四自動車
が東進中、右方向から北進してき
た36歳男性の運転する乗用車と交
差点で出会い頭に衝突。18歳女性
が亡くなりました。



意識の低さが、子どもの事故の要因になっていいることは間違いありません。交通ルールをいつも守っています、と声を大にして言える大人は何人いるでしょうか。子どもたちは、知らず知らずのうちに

大人から学んでいるのです。道路を歩くときは歩道を歩く。歩道のない道路では右側を歩く。横断するときは左右を確認する。横断歩道以外で横断しない。赤信号では横断しない...

子どもたちが、事故に遭って傷ついて、その経験から交通安全の大切さを知るのでは遅すぎます。大人自身が交通安全に気を付けて行動し、身をもって子どもに伝えていかなければなりません。日ごろから、子どもと一緒に身近な道路を歩きながら、こうした基本的な交通ルールの大切さを一つ一つ教えていきましょう。

平成16年中の松山南警察署管内の人身事故1,680件のうち916件(55%)が交差点事故。全体の半数を超える事故がここで起きています。特に死亡事故の約半数が交差点やその付近で発生し、その半数は信号機のない場所となっています。

事故の原因は、速度違反、信号や一時停止の無視、脇見運転や運転中の不注意によるものが多くなっています。また、交通量の少ない道路や通りなれた道では、漫然運転になりがちです。「たばこ」「カーオーディオ」「携帯電話」などは、わき

見の自覚がないまま、無防備に行ってしまうことが多いため、事故に結びつく危険性が高くなります。運転中は常に緊張感を持ち、特に見通しの悪い交差点では、徐行か一時停止をして必ず安全確認を心がけましょう。信号が黄色に変わったとき、「まだ大丈夫」と思って、減速せずに交差点に進入するよつな運転は大変危険です。無理をせず、安全を第一に考えて行動しましょう。交通安全には思いやりや、マナーが必要です。ほんの少し、気持ちにゆとりを持てば、簡単に実践できることなのです。

止めよう！若者の無謀運転

平成16年度の統計によると交通事故による死者が減少する一方で、交通事故の発生件数や負傷者数は増加傾向にあります。

平成16年中の交通事故の約四分の一が20歳代の運転者によるものです。若者が運転中に発生した交



通死亡事故の多くは、最高速度違反などの無謀運転。若者の交通事故を防ぐためには、若者自身の交通安全に対する意識を高めることが何より大事です。

特に夏休みシーズンは、交通事故が多発しています。若者の無謀運転による交通事故を防ぐためには、速度違反や飲酒運転などの危険性、危険な行動が

もたらす結果の重大性について若者自身が十分に認識しなければなりません。家庭や地域、学校のなかで、若者自身が交通安全について考え、学習できる機会を増やすなど、若者ひとり一人が、ルールやマナーを守り、相手の立場を思いやる「心」を育めるように、身近な大人たちが積極的にかかわっていくことが必要です。

高齢者の意識と行動

人身事故のなかでも増加傾向にあるのは、65歳以上の高齢者の交通事故です。

高齢者の多くは徒歩が主な移動手段です。加えて、自宅の周辺は長年暮らしている地域であることが多く、たとえ交通事情が変わっていてもそのことに気がつかず、警戒心も薄くなりがちです。

こうしたことから、交通量が増加しても、慣れている地元の道だと思つて横断歩道のないうところを渡つたり、自分の家の前だからと周囲を確認せず道路を横断したりすることがあります。実際に、高齢者がかわる交通事故死亡事故のうち6割強は、自宅から500メートル以内で発生しています。

視力や聴力、運動能力などは、年齢とともに衰えるものです。しかし、高齢者の中には、それらが若いときと変わらないと考えている人も少なくありません。

特に、これまで交通事故などに遭つたことのない人の場合、自分は大丈夫、事故に遭うことはないと考えており、高齢者は道路での



行動に自信を持っています。しかし、こうした高齢者の意識と実際の運動能力などの差から、重大な交通事故が起こっています。

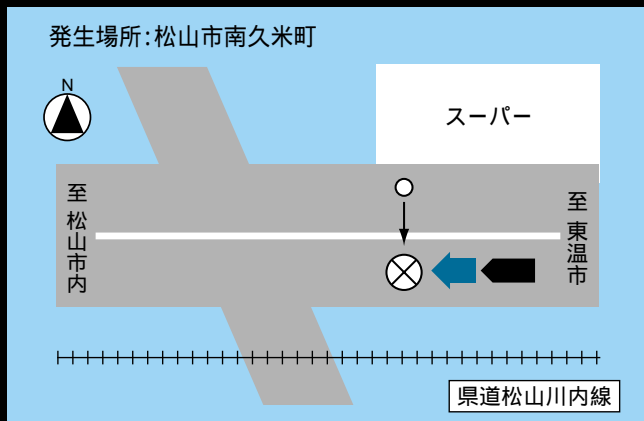
生活に必要な不可欠な道路を、だれもが安全に移動できるようにするために、地域に暮らすすべての人が、こうした高齢者の行動を理解し、互いに気遣うことで未然に防ぐことができるのです。

検証 2

今年2月 松山市南久米
事故発生時間
午後11時27分頃発生

普通貨物車と歩行者の
交通死亡事故発生

22歳男性が運転する普通貨物車
が西進中、道路横断中の40歳女性
に衝突。40歳女性が亡くなりまし
た。



交通取締りを通じて安全意識を
高めている松山南署交通課係長



久保正徳さん

残念なことに、今年に入って現
在までに川内地区(川内交番管内)
において交通事故で4名の方がお
亡くなりになっています。

この現状を緊急事態だと考え、
警察では、交通指導取締まりの強
化や各種団体と協力して安全運転
の啓発活動などに努めています。
事故を起こさないために、遇わな
いために何をすべきかを考え、一
人ひとりが行動に移すことが重要
です。お互いに何をすべきか真剣
に考えましょう。

交通安全教室を通じて安全意識
を高めている交通安全指導員



加藤幸子さん

もしも、あなたの大切な人が、
加害者や被害者になったときのこ
とを考えてみてください。

まさか、事故に遇うとはだれも
予想しません。自分は安全運転を
している、安全に歩行していると思
っていても、思いもよらない大
惨事になります。
今後とも市民がひとつになって
交通安全のことを真剣に考え、東
温市を安全で安心して暮らせる街
にしていきましょう。

あなたから自動車が見えていて
も、運転者からあなたは見えてい
ないかもしれません。

夜間、運転中運転者に入る視界
はライトの照射範囲に限られます。
そのため歩行者等の発見が遅れ、
重大な事故に繋がりがりやすくなりま
す。また、早朝、夕暮れ時などの
ライトの照射効果が少ないときは、
人の目の働きも悪くなり、障害物
の発見が遅れ、判断や操作の誤り
の原因になります。

運転者は、昼間よりスピードを
控えめにして、前照灯をこまめに
切り替え、早めに歩行者・自転車
を発見し事故防止に努めることが

重要です。

歩行者は、自分の存在を運転者
に対してできるだけ目立たせるよ
う、明るい服を着て反射材を身に
付け、運転者から分かりやすくし
ましょう。

夜間や早朝などを時速50キロ
メートルで走行している場合、
黒っぽい服を着た人を発見して
からブレーキを踏んでも間に合
いません。

「運転者が自分に気付いてくれ
るだろう」という思い込みは禁物
です。

6月定例会報告

平成17年東温市議会第3回定例会となる6月定例会が、6月7日から21日までの15日間の会期で開かれました。主な審議案件については、次のとおりです。

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
火 本 会 議	月 休 会	日 休 会	土 休 会	金 委 員 会	木 委 員 会	水 休 会	火 本 会 議	月 休 会	日 休 会	土 休 会	金 本 会 議	木 休 会	水 休 会	火 本 会 議
議員長報告(付託議案等の質疑討論、表決)、追加議案(提案説明、表決等)、市長閉会あいさつ、閉会				文教委員会厚生委員会	総務委員会産業建設委員会		一般質問				議案(質疑委員会付託)、諮問(質疑、表決)			開会、市長招集あいさつ、会期の決定、委員長報告、閉会中の継続審査の議案等の質疑討論、表決、議案(上程)、提案説明、意見書(提案説明)、質疑(委員会付託)、請願(委員会付託)

会議では、執行部より提出された承認案件1件、平成17年度補正予算、条例制定等議案7件を原案のとおり承認、可決、同意しました。また、平成16年度一般会計繰越明許費等の報

告3件を受理しました。そして、議員提案の意見書案2件を可決し、関係機関に提出しました。議決された主なものは、次のとおりです。

承認(専決処分)

東温市税条例の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律が公布、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、住民税関係では、65歳以上の者に係る非課税措置を段階的に廃止することや、18年度以降、所得税・住民税において定率減税が縮減される等の専決処分を承認しました。

平成17年度

補正予算

一般会計補正予算・老人保健特別会計補正予算の主なものは、次のとおりです。

庁舎附属棟外壁等改修工事

1 950千円
漏水ため池調査測量設計委託料

13 000千円
都市下水管渠工事

10 700千円
重中自動火災報知設備

1 000千円
修繕

2 243千円
分館用テント15張

給食センター建設基本設計及び用地購入に係る鑑定料

1 680千円
林道花山鳥越線災害復旧工事

49 000千円

条例等議案

東温市立児童館条例の制定について

東温市いわがらこども館が、横河原1368番地1に完成したことに伴い、その設置等に関する事項を定めたもの。

上林五本松地区住宅団地造成事業に伴う字の廃止について

五本松の造成地は、小字が複雑に入り込んでおり、造成事業完成後の土地の形状に合わせ、字山之下・字山ノ下・字山ノ下裾・字三ヶ市を廃止し、公図の整備を行うもの。

東温市公共下水道川内浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について

処理区域の拡大に伴い、今回1基増設するもので、協定金額は450 000千円、現在稼働している2基を合わせると、1日当たり3 975立方メートルの処理が可能である。

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦について

渡部洋美氏(南方)を推薦することに同意しました。

東温市監査委員の選任について

松下通氏を選任することに同意しました。

東温市農業委員会委員の

推薦について
藤田恒心氏を推薦すること
に決定しました。

意見書

議員より提出され、可決
された意見書案2件は次の
とおりです。

可決された意見書は、
政府関係機関に提出しま
した。

地方六団体改革案の早期
実現に関する意見書

【提出者】藤田恒心・玉
乃井進・山内孝二・東
一夫

【提出先】衆議院議長・
参議院議長・内閣総理大
臣・内閣官房長官・郵政
民営化、経済財政政策担
当大臣・総務大臣・財政
大臣・経済財政諮問会議

地方議会制度の充実強化
に関する意見書

【提出者】藤田恒心・玉
乃井進・山内孝二・東
一夫

【提出先】衆議院議長・

参議院議長・内閣総理大
臣・総務大臣

一般質問

一般質問は、10名の議
員から、次のような質問が
行われました。

大西佳子議員

- ・ 公用バス運行について
- ・ 給食センターについて
- ・ 男女共同参画社会づくり
について
- ・ 皿ヶ嶺登山行事廃止につ
いて

佐藤壽兼議員

- ・ 学校給食センター建設に
ついての提案
- ・ 介護保険について
- ・ 障害者自立支援法につい
て

- ・ 管理・検査体制について
- ・ 入札制度の改善・強化に
ついて

- ・ 住宅耐震の診断及び工事
への補助制度について

・ 教科書問題

- ・ 国の交戦権及び政府によ
る人権抑圧について

藤田恒心議員

- ・ 5月の火災出動について
(麦わら焼き関係、対策)
- ・ 市内の農業実態について
の将来への指針

- ・ 地区、地域交付金は不可
能か。

丸山稔議員

- ・ 自動体外式除細動器の早
期配備について
- ・ 子どもの読書推進につ
いて

- ・ 地域ぐるみの防犯運動の
取り組みについて

- ・ 聴覚障害者への配慮につ
いて

・ 生活ごみに関する件

近藤千枝美議員

- ・ 「架空請求詐欺」対策に
ついて
- ・ 「本物の舞台芸術体験事
業」について

- ・ 「とつおん出前講座」に
ついて

東一夫議員

- ・ 消防団員の定年制につい
て

- ・ へき地の振興策について

佐伯強議員

- ・ 憲法9条と靖国神社につ
いて

竹村俊一議員

- ・ 税の収入と使途について
- ・ 「東温ブランド」について

・ 介護保険について

- ・ 重信川河川敷でのゴルフ
の練習について
- ・ 紙ごみ回収の委託料につ
いて

- ・ 粗大ごみ・危険物の回収
について

- ・ 横河原南口駅のトイレ設
置のその後について

- ・ 巡回タクシー及びバス運
行についての取り組みに
ついて

- ・ 各団地内の道路舗装につ
いて

- ・ 訪問理美容事業の取り組
みについて

- ・ 議会事務局体制について

- ・ 生活保護に関して

- ・ 渡部伸二議員

- ・ 市財政の見直しと、制度
政策のあり方について

- ・ 学校給食調理場の建設に
ついて

- ・ PTAと学校の関係性及
び教育費について

- ・ 市内各区(組)における
住民負担(寄付金・募金
など)のあり方について

- ・ 談合対策について

白戸寧議員

- ・ 市の木制定について

お忘れなく!

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当の受給資格のある方は、手当を受ける要件があるかどうかを確認するため、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がないと支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【手当の支給対象】
18歳に達する日の属する年度末まで（障害がある場合20歳未満）の児童で支給要件に該当する次のような児童を監護している母親または養育者に対し支給されます。

- 【手当の対象となる児童】
- 母が婚姻を解消した児童
- 父が死亡した児童
- 父が障害の状態にある児童
- 父が生死不明である児童
- 父が1年以上遺棄している児童
- 父が1年以上拘禁されている児童
- 未婚の母の子
- その他孤児等



【手当月額】
全額支給の場合、児童1人につき41,880円、一部支給については、所得に応じて41,870円から9,880円までの10円きざみとなります。なお、第2子については5,000円、第3子以降については1人につき3,000円加算されます。なお、所得が一定以上ある場合は支給停止になります。

平成17年度 児童扶養手当 所得制限限度額表

扶養の家族数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限額
	全部支給の所得制限額	一部支給の所得制限額	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350

受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合には、上記の額に次の金額を加算した額

- (1) 本人の場合は、
老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
特定扶養親族1人につき15万円
- (2) 孤児等の養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円となります。

特別児童扶養手当

20歳未満で次のような障害のある児童を養育、または監護している父母または養育者に対し、支給されます。

【手当の対象となる児童】

精神の発達が遅れているため、常時介護が必要な児童
身体に重度の障害または長期の安静が必要な児童
精神病などで、日常生活に常時の介護が必要な児童

【手当の月額（児童1人）】

- 1級 50,900円
- 2級 33,900円

8月は年1回の所得状況届の手続きがあります。

報告します！ 老人保健医療費の現状

高齢化社会を迎え、誰もが健康で安心した老後の生活を送りたいと願っています。しかし、私たちは、いつ病気やけがにおそわれるかわかりません。老人保健制度は、高齢者が安心して医療を受けられるよう、国民みんなが協力し合って費用を負担しています。大切な医療費をムダづかいしないよう、一人ひとりが日ごろから意識しましょう。



東温市の老人医療費の現状

市の平成16年度の老人医療受給者数は、年間平均4,865人で、老人医療費は40億4,586万4千193円となっています。これを1人当りの医療費にすると831,627円で、県下23市町中2番目であり、前年度より、全体で2,290,713円、1人当りで41,166円増加しています。

ちなみに、県下全体の平均は780,667円、県内11市の平均は788,670円となっています。県全体と比較すると、東温市の1人当りの老人医療費は高い水準であることがわかります。

1人当りの老人医療費

東温市は・・・831,627円
 県内11市の平均は・・・788,670円
 県下全体の平均は・・・780,667円

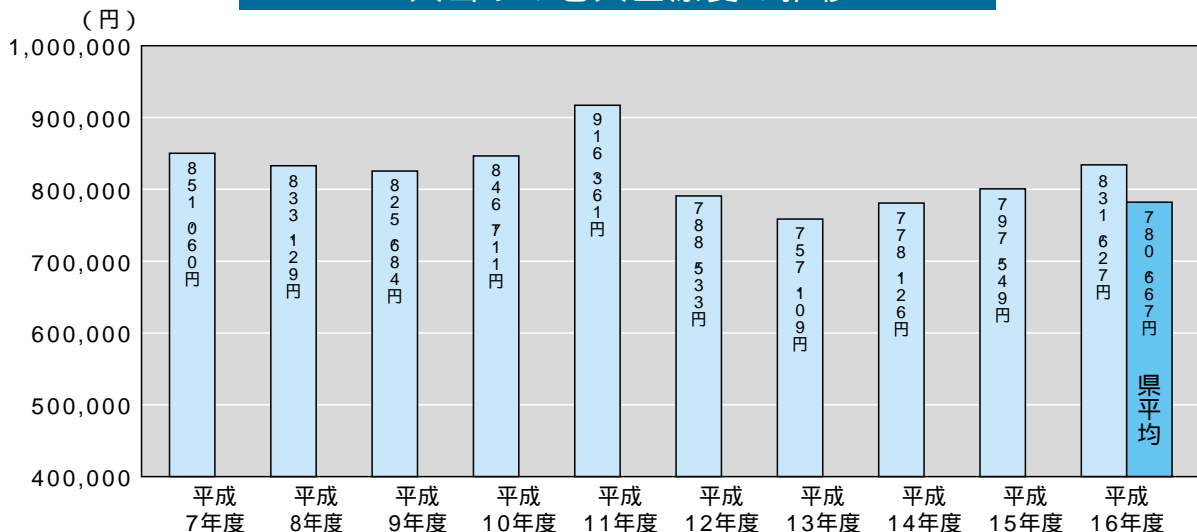
老人保健による医療費は、老人医療受給者が窓口で支払う患者負担額(一部負担金など) 加入している医療保険の負担額 公費(国・県・市町村の負担金)で、まかなわれています。

医療費が増えると、受給者本人の一部負担金をはじめ、みんなの負担が増えることになります。日頃から病気の予防や健康づくりに取り組むとともに、医療費の有効利用に努めましょう。

医療費を有効利用するための7か条

- 要領よく症状の説明をしましょう。
- かかりつけの医師を持ちましょう。
- 同じ病気でいくつも違うお医者さんにかかるのをやめましょう。
- 治療より予防に努めましょう。
- 健康診断は積極的に受けましょう。
- 栄養、運動、休養の健康3原則を守りましょう。
- 医療費に関心を持ち、健康づくりを心がけましょう。

1人当りの老人医療費の推移





「通学路で知らない人に声をかけられた」「車に連れ込まれそうになった」近年、子どもをねらった犯罪報道を目にする機会が増えています。こうした犯罪から子どもを守るには、いざというときのための心構えを、ふだんから子どもに教えておくことが欠かせません。

◆**こんなにある子どもが被害にあう犯罪**

平成16年子どもが被害者になった犯罪は35万5,675件で、全刑法犯罪の被害件数の1割強を占めています。

この中には、傷害や恐喝、暴行、強制わいせつ、誘拐など、子どもの生命に危険が及ぶような重大な犯罪行為も含まれています。また、こうした子どもが被害者となる犯罪

では、誘拐やわいせつ行為、恐喝などの割合が、大人が被害者となる犯罪よりはるかに高くなっています。

◆**子どもを守る**

「三つの約束」

子どもが犯罪に巻き込まれないためには、いざというとき、子どもが自身自身で守れるよう、

行かない 逃げる 声を出す

忘れないで子どもを守る三つの約束

しっかりとその対処方法を教えることが大切です。実際に、知らない人に声をかけられたり、どこかに連れて行かれそうになったりしたとき、次の三つの行動が、犯罪から子どもを守ることに繋がります。

このほかに、子どもが出かけるときには行き先と帰りの時間をしっかりと報告させる、防犯ブザーを持たせるなど、犯罪に巻き込まれないようにするための方法は数多くあります。

そしてもう一つ大切なのは、地域の大人の目です。一人で遊んでいる子どもを見かけたときは、周囲に不審な人物が居ないか確認し、不自然な様子の子どもの連れを見かけたときは、ためらわずに、ひと声かけるようにしてください。子ども自身と周囲の大人の行動が、子どもを犯罪から守ることに繋がります。

子どもを守る
3つの約束

「行かない」

どんなときでも、「知らない人には絶対に行かない」「徹底的に知らない人に名前を聞かれたり、ついてくるように言われたりしても、決して答えず、同行しないように、教えてください。」

「逃げる」

もしも犯人に無理やり連れて行かれそうになったり、少しでも怖いと感じたりした場合には、すぐにその場から逃げ出すことが大切です。

「声を出す」

万が一、不審者に捕まってしまう、逃げることでできない場合には、「助けて！」と大きな声で周囲に知らせることが重要です。大げさだと考えずに、声を出す練習などをするのも、子どもを守る大切な手段の一つです。

市役所を出前します!!

とうおん出前講座のご案内

市では、市民の皆さんへの情報提供と対話の一環として、平成17年度から「とうおん出前講座」を開催します。

この講座は、市が行っている仕事や事業について、市民の皆さんが聞きたい、知りたい内容を講座メニューから選んでいただき、その講座を市職員等が講師となり、指定する場所に出向いて分かりやすく説明を行うというものです。自治活動、公民館活動等に是非ご利用ください。

市の担当職員が
皆さんの地域へ
直接お伺いしてお話します。
皆さんからのご注文を
お待ちしております。



申し込み・問い合わせ先
生涯学習課(中央公民館内)
☎964-1500 FAX 964-6025

とうおん出前講座メニュー

講座名	主な内容	講座名	主な内容
市役所の仕事としくみ	市役所が行っている業務と担当する部署、全体の業務と組織について	くらしと下水道	下水道のしくみ、工事の方法と使用の手続き等について
やさしい選挙のはなし	選挙制度の成り立ちや各種選挙のしくみや制度について	道路のはなし	道路ができるまでの過程や維持管理、道路整備計画等について
東温市の情報公開	開かれた行政の一環としての「情報公開制度」について	東温市の農業を知りたい	東温市の農業の現状や今後の展望、東温の農業特産品などについて
自主防災組織	自主防災組織のしくみとその活動方法について	森林(もり)のはなし	東温市の林業と私たちの生活に潤いをもたらす森林の恵みと大切さについて
東温市の行政改革	効率的な行政運営をめざし、東温市が取り組んでいる行政改革について	東温市の文化財	郷土の歴史資料をとおして先人の残した生活・文化を考える。
東温市の総合計画	東温市総合計画の基本的な考え方、まちづくりの方針等について	読書のはなし	知識の宝庫「図書館」の上手な活用方法とコツについて
東温市の財政状況	市の予算や決算、今後の課題など、財政事情の概要について	わが家の防火対策	火災の発生原因とその予防策、消火器の取扱い方法等について
東温市の情報化	東温市の情報化の現状や今後の計画、市民情報の保護などについて	応急手当の方法	緊急時に必要な応急手当、心肺蘇生法や止血法についての実技指導
東温市の統計情報	市のあらゆる統計数値とその調査方法や活用について	交通安全教室	正しい道路の横断方法や自転車の乗り方、交通安全教育ビデオの上映など
市議会のしくみ	市議会の役割と活動、議会の現状について	防犯教室	空き巣や泥棒、悪徳商法などの防止策・対処方法について
税金入門	税金の種類や役割、課税及び徴収の方法等について	ニュースポーツをしよう	ニュースポーツの楽しさ、ルールを実技をとおして知ってもらう。
国民健康保険	国民健康保険の保険給付の種類や保険料の算出方法等について	青少年健全育成	家庭、地域、学校での青少年健全育成の役割や補導活動からみたその動向について
介護保険	介護保険制度のしくみ、内容、利用の仕方、介護保険料の算出方法等について	東温市の保健事業	東温市で実施している保健事業について
国民年金	国民年金制度の内容や役割、被保険者の種類、給付の種類や制限等について	生活習慣病予防	高脂血症、糖尿病、肥満、歯周疾患等の生活習慣病の予防について
ごみ処理と環境問題	ごみの分け方、出し方、ごみの減量化とリサイクルの推進について	こどもの健康管理	子どもの発育、食事と栄養、虫歯予防等について
おいしい水のはなし	安心して飲める飲み水の作り方、給水管の管理方法や水道料金等について	その他	上記の講座以外でも、ご要望により担当部署と調整し、講師を派遣します。

新川内支所が完成しました

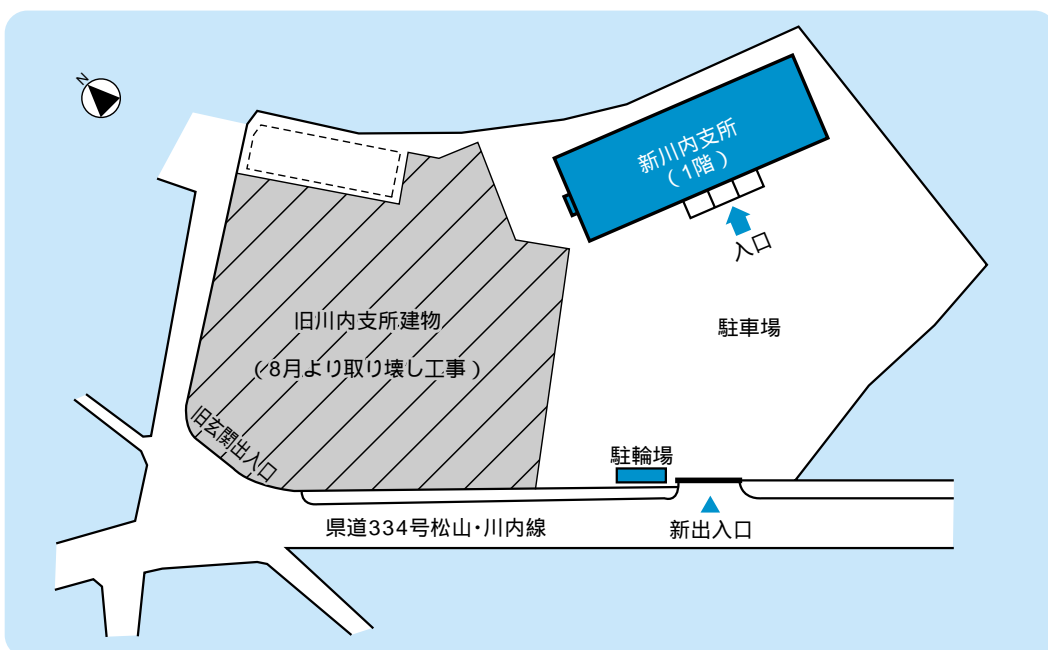


市が川内支所での業務の充実を図るために進めていた新川内支所の改修工事が完了しました。8月1日(木)に開所式を行い、業務を開始いたします。

川内支所の業務内容は、各種の市民サービスと国土調査事業です。職員一同、いままで以上に親しみのある支所となるよう努めますので、よろしくお願いします。

また、旧川内支所の建物は、築後49年余り地域の拠点として機能してきましたが、取壊しすることになりました。このため、下図斜線部分は進入禁止となります。取壊し工事中は、騒音など地域の方々には大変ご迷惑をかけることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

駐輪場を新施設の駐車場内に設けましたのでお気軽にご利用ください。



あなたの家は、大丈夫!? 耐震診断費用を補助します!

『東温市木造住宅耐震診断補助事業』

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊によって多くの被害を受けました。いつか来るといわれている南海地震に備えて、あなたの家も診断を受けてみませんか。

市では、「人が住み 人が集う安全・安心な まちづくり」の一環として、木造住宅の耐震診断を受ける方にその費用の一部を補助する制度を設けました。申し込み方法は、次のとおりです。

なお、東温市ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

対象となる 木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅 (伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法の場合は、対象外) 階数が2階以下で、延べ面積が500m ² 以下のもの 次の用途の住宅が該当します。 ・専用住宅 (共同住宅及び長屋住宅は、対象外) ・併用住宅 (延べ面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)
補助対象者	対象となる住宅の所有者
対象となる 耐震診断	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内かつ最高2万円を限度に補助します。
受付期間等	平成17年8月8日から平成17年9月30日まで 平成17年度は、30戸の予定です。

申し込み方法

耐震診断を希望される方は、都市計画課窓口で、事前相談を受け付けています。相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、住宅の建築年度や構造などわかる範囲で調べておいてください。「建築時期のわかるもの」としましては、確認通知書の写し、建築物の登記簿等があります。これらの書類は、申請時に必要になります。

問い合わせ先：都市計画課建築指導係 ☎964-4412 FAX964-4447

既存宅地の確認を受けた土地について

平成13年5月18日に都市計画法が改正され、既存宅地の確認制度が廃止されましたが、それ以前に既存宅地の確認を受けた土地については、建築行為にあたって自己用の建築物に限り、5年間は許可不要の取り扱いがされています。このため、既存宅地の確認を受けた土地につ

いては、平成18年5月17日までに建築確認を受け、建築工事に着手していなければ、それ以降、許可が必要となり、基準に適合する用途の建築物でないと建築ができなくなりますので、ご注意ください(ただし、同一用途での建替えを除く)。

内容の詳細について知りたい方や、心配な方は、期限が到来するまでのなるべく早い時期に、都市計画課 建築指導係へお問い合わせください。なお、愛媛県都市計画課のホームページに既存宅地制度に関するQ & Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

愛媛県都市計画課のホームページ

(<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/110toshikei/00002643030326/>)のお知らせの欄中、『改正都市計画法(開発許可関係)に関するQ&A』から、『既存宅地の廃止について』を参照してください。

第1回 蜂の刺傷

いよいよ夏本番です。自然界の活動がもっとも盛んになる季節ですから、私たちも野外でいろいろな動物と遭遇し、咬まれたり刺さ

水道水でよく洗って針を抜いて 冷やす 済むことが多いでしょう。

ただし、例外が二つあります。ひとつは、大型のスズメバチ類に襲われたときです。

教えて！

救急講座

愛媛大学医学部附属病院から地域の皆さまへ

今月号から数回にわたり、時節に応じたさまざまなお知らせや救急に関してよくある質問を「広報とうおん」に掲載させていただくことになりました。ご愛読いただきますようよろしくお願いいたします。

れたりする機会が増えます。今回は、その中で蜂刺されについてお話しします。蜂に刺されると腫れて痛みますが、たいしては大事に至ることはありませんから、家庭での手当として、

多数の蜂に刺されると大量のハチ毒が体に入り、死亡することさえ珍しくありません。もうひとつは、ハチ毒に対するアナフィラキシー反応（急性のアレルギー反応）

の体質を持っている人の場合です。

1匹でも（小さいミツバチでも）、数分から数十分の間に、呼吸が苦しくなったり血圧が下がったりして危険な状態になります。いずれも、すぐに救急車を呼ぶ必要があります。

なお、アナフィラキシー反応には、エピネフリン（アドレナリン）という薬が非常に効果があり、それを早く注射すれば症状を和らげることが出来ます。

3年余り前から、強いアナフィラキシー反応を経験した方は、自分で注射するための製品を携帯することが健康保険でも認められるようになりました。

少し面倒な手続きが必要ですがお気軽にご相談ください。



愛媛大学医学部附属病院の救急についての Q & A

Q 愛媛大学医学部附属病院の救急部は、いつでも診療しているのですか？

A 愛媛大学医学部附属病院救急部は、24時間365日、高度な救急医療をすぐに提供できる体制をとっています。ただし、当院の役割が「三次救急」であることをご理解ください。

Q 「三次救急」の意味を説明してください。

A 身体に急におこった病気やケガを救急疾患と呼びますが、その中でも緊急性の高い重症者を治療するのが愛媛大学医学部附属病院の役割です。

代表例をあげると次のような病気や事故です。

- (1)命にかかわる症状が現われた病気
- (2)重い外傷(けが)や熱傷(やけど)
- (3)急性中毒、窒息、溺水

このように、すぐに治療を始めないと生命が危険になったり重い障害が残る難しい病気や事故の大部分は、救急車で運ばれるか他の医療機関からのご紹介で来院されます。このような救急診療を「三次救急」と呼びます。

愛媛大学医学部附属病院は、「三次救急」を診療する医療機関です。





あなたの身体は大丈夫ですか？

そうだ

成人検診に行こう！

年に一度の健康診査。あなたは毎年受けていますか？私たちの身体は、日々がんばって活動しています。ときには少々無理をしたり、疲れがたまったり…。そんな身体の状態をチェックするのが検診の役割です。

健康は、病気になって始めてそのありがたさが身にしみるもの。忙しくて行く暇がない、面倒くさい、特に気になる症状もないなどと言わず、年に一度のこの機会を逃さずに、検診を受けましょう。

成人検診 今月と、来月初旬の検診は以下のとおりです。

日 程	受付時間	地 区 割	場 所	検 査 項 目
8月 3日(水)	8:00 ~ 10:00 13:00 ~ 14:00	牛淵・堀池	南吉井小学校	【午前】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺 【午後】子宮頸・乳
8月 9日(火)		山之内・樋口・西岡	北吉井小学校	
8月11日(木)		河之内	東谷小学校	
8月16日(火)	7:30 ~ 10:00 13:00 ~ 15:00 【子宮頸・乳】 13:00 ~ 14:00	田窪	中央公民館	【午前】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺 【午後】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・大腸・前立腺・子宮頸・乳
8月22日(月)	7:30 ~ 10:00 13:00 ~ 14:00	北方東	川内健康センター	【午前】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺 【午後】子宮頸・乳
8月23日(火)	7:30 ~ 9:00 13:00 ~ 15:00 【子宮頸・乳】 13:00 ~ 14:00	前松瀬川	川内健康センター	【午前】胃 【午後】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・大腸・前立腺・子宮頸・乳
8月25日(木)	8:00 ~ 10:00 13:00 ~ 14:00	上林	上林公民館	【午前】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺 【午後】子宮頸・乳
8月26日(金)	8:00 ~ 10:00			基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺
8月27日(土)	9:00 ~ 12:00	40・50・60・70歳	中央公民館	歯周疾患検診
8月28日(日) (節目検診)	7:30 ~ 10:00 13:00 ~ 14:00	30・40・50・ 60・70歳	川内健康センター	【午前】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺 【午後】子宮頸・乳
8月31日(水)	8:00 ~ 10:00	下林・上村	下林集会所	基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺
	13:00 ~ 15:00	南野田・北野田 新村・北野台	(ゆるぎ公園内) 野田集会所	基本健診・肝炎・女性健診・胸部・大腸・前立腺
9月 3日(土)	7:30 ~ 10:00 13:00 ~ 14:00	田窪団地・上樋	中央公民館	【午前】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺 【午後】子宮頸・乳
9月 9日(金)		北方西	川内健康センター	
9月13日(火)		町東	川内健康センター	
9月14日(水)	7:30 ~ 10:00	男性 田窪・志津川・ 上村・牛淵団地)	中央公民館	基本健診・肝炎・胸部・胃・大腸・前立腺
9月15日(木)	7:30 ~ 10:00 13:00 ~ 14:00	志津川	中央公民館	【午前】基本健診・肝炎・女性健診・胸部・胃・大腸・前立腺 【午後】子宮頸・乳

子宮頸・乳がん検診の受付は、すべて13:00 ~ 14:00です。
節目にあたる方は、今年度、30・40・50・60・70歳になる方です。